

あっという間に4月になりました。この号を作成している時は肌寒い日もございましたが、発行される頃には暖かく春めいた日が訪れているのではないのでしょうか。新生活、入学、年度初めとわくわくしつつもあわただしい日が続く時期ではありますが、体調に気をつけて春を楽しみたいですね。
今月のテーマは、令和8年4月から施行される法改正・制度変更について取り上げます。

🐝 今月のテーマ:令和8年4月から施行される法改正・制度変更 🐝

毎年4月は、新しい制度のスタートや法律の改正が多いタイミングです。令和8年4月も例外ではなく、社会保障制度や交通ルールなど、さまざまな分野で制度変更や法改正が予定されています。その中でも注目度の高い改正・制度変更を具体的に解説していきます。

①子ども・子育て支援金制度の新設

<概要>

少子化は、日本が直面する最大の危機であり、若年人口が急激に減少する2030年代に入るまでが、こうした状況を反転させることができるかどうかの重要な分岐点となっています。このために政府は、2023年12月に子ども未来戦略「加速化プラン」を策定し、総額3.6兆円の子ども・子育て支援の拡充を実施することを決めました。

この財源については、若者などの所得を減らすことがないよう、医療・介護制度の改革等による国や地方自治体の費用負担の節約や子ども・子育て支援金制度により確保することとしています。

対象者はすべての世代・企業となります。子ども・子育て支援金は、令和8年度から始まることも誰でも通園制度やすでに始まっている児童手当の拡充・妊婦のための支援給付などの給付拡充を支えることとなります。

<支援金について>

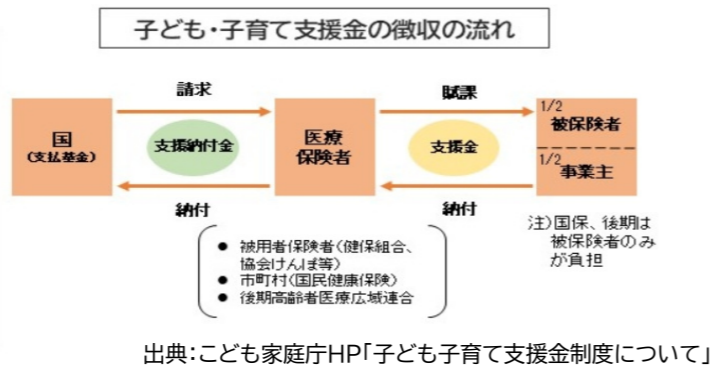
子ども・子育て支援金は加入する医療保険制度(国民健康保険・後期高齢者医療・被用者保険)ごとに保険料が決められ、令和8年4月分から医療保険料をあわせて拠出します。

令和8年度の支援金額(平均月額)は、被用者保険は被保険者一人当たり約550円、国民健康保険は一世帯当たり約300円、後期高齢者医療制度は被保険者一人当たり約200円と試算されています。

被保険者保険に加入されている方は、5月給与から支援金の天引きが開始されます。国民健康保険や後期高齢者医療制度に加入されている方は、ご加入の保険者によって徴収開始時期が異なりますが、6～7月に納入通知書が送付され具体的な支援金額や徴収開始時期が通知されます。

令和8年度の支援金額の推計(平均月額)		
健保組合	被保険者一人当たり 約550円	加入者一人当たり 〔約350円〕
国民健康保険	一世帯当たり 約300円	〔約200円〕
後期高齢者医療制度	被保険者一人当たり 約200円	〔同左〕

(参考)介護保険の被保険者一人当たり保険料額(令和7年度)
40歳～64歳の健康保険組合に加入されている方の場合、
被保険者一人当たり月額4900円程度(事業主負担分を除いた本人拠出分)



<会社が準備すべきこと>

(1)給与計算システムの対応確認

支援金は従業員の給与から徴収し、事業主負担分と合わせて納付をする形になります。また、標準報酬月額によって徴収額が変動するため、その徴収額を算出できるように利用中の給与計算ソフトが、いつまでに、どのような形で対応するのかを事前に確認しておくことが大切です。

(2)従業員への周知・給与明細への記載有無

制度開始後、給与明細の控除額が増えれば、「給与が減った」「保険料が上がった」と感じる従業員が出る可能性があります。開始時期・控除理由・明細の表示名称を事前に案内しておくことで、問い合わせや誤解を減らしやすくなります。給与明細上は公的医療保険料と区分して表示するよう子ども家庭庁から協力依頼が示されていますが、義務ではありません。社内周知の観点から、「医療保険料(支援金を含む)」と一本化するか、「医療保険料」「子ども子育て支援金」を分けて表示するか、方針を早期に決定して就業規則・給与規定上の記載整備の検討が必要です。

②在職老齢年金の支給停止基準の見直し

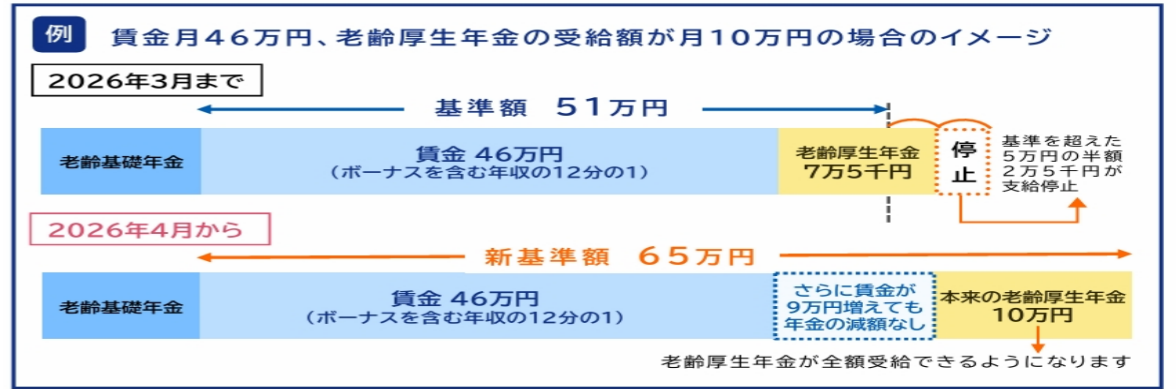
<概要>

令和7年年金制度改正法に基づき、令和8年4月から年金が減額になる基準額(賃金と老齢厚生年金の合計)が引き上げられます。平均寿命・健康寿命が延びる中で、働き続けることを希望する高齢者の方の活躍を後押しし、より働きやすい仕組みとすることが、今回の見直しの目的となります。

<新基準額について>

厚生年金保険に加入しながら老齢厚生年金を受ける60歳以上の方は、基本月額と総報酬月額相当額に応じ、年金額が支給停止(全部または一部)される場合があります。

令和8年3月以前は、総報酬月額相当額と老齢厚生年金の基本月額の合計が「51万円」を上回る場合には、年金額の全部または一部について支給停止されていましたが、令和8年4月以降は、総報酬月額相当額と老齢厚生年金の基本月額の合計が「65万円」に見直されました。



出典: 日本年金機構HP「令和7年年金制度改正関係」

③自転車の反則金制度の導入

<概要>

令和8年4月1日から、自動車などに適用されていた交通反則通告制度、いわゆる「青切符」制度が自転車にも適用されます。これまで、自転車の交通違反によって検挙されると、いわゆる「赤切符」等を用いた刑事手続き(有罪となった場合は前科がつく)により処理されてきました。ただ、赤切符による処理は、取締り時の書類作成や、取調べのための出頭など、青切符が導入されている自動車の交通違反と比べて時間的・手続き的な負担が大きく、検察に送致されても不起訴とされる場合があり、違反者に対する責任追及が不十分であると指摘がされていました。

こうした状況を踏まえ、迅速な処理を可能としつつ、悪質・危険な交通違反に対する実効性のある責任追及が求められました。そこで、令和8年4月から自転車にも青切符を導入し、迅速な処理を可能とするとともに、違反者に前科がつくことをなくしつつ、違反者への実効性のある責任追及ができるようになります。

<青切符制度>

「青切符」制度とは、次の図とおりです。なお、導入後も、警察官による指導警告と「赤切符」による処理は継続されます。

対象	処理方法
16歳以上の者(※1)が行った自転車の反則行為(信号無視や一時不停止など、警察官が実際に見て、明らかに違反行為を行ったと判断できるもの)	警察官から違反者に反則行為などが記載された「青切符」と、反則金の納付時に銀行や郵便局の窓口を持参する「納付書」が交付される。反則金を納めることで処理が終了し、刑事手続きには移行せず、前科がつかない

出典: 政府広報オンライン「交通安全」

(※1)青切符の対象は16歳以上の違反者であり、16歳未満の違反者は、原則として指導警告による違反処理となります。

令和8年中には、「生活道路での法定速度引き下げ」や「車が自転車などの右側を通過する際のルール新設」、「普通仮免許などの年齢要件引き下げ」などの交通ルールの改正が予定されています。

<Visionのご案内>

毎月開催中の経営計画書作成セミナー: Vision
今月の開催日は4月9日(木)です。
経営者の方が日頃考えていらっしゃる事を、年に一度、当事務所において頂き、経営方針書や行動計画表を作成して頂いています。まだ参加された事のない方、経営計画を作ってみませんか。

開催日	対象者	申込期限
4月9日(木)	2・3・4・5月決算法人様	4月3日(金)
5月14日(木)	3・4・5・6月決算法人様	5月8日(金)
6月11日(木)	4・5・6・7月決算法人様	6月5日(金)

<4月カレンダー>

9	木	*経営計画書作成セミナー: Vision
10	金	*3月分源泉所得税・住民税の納付期限
23	木	申告所得税及び復興特別所得税の振替納税日
30	水	消費税及び地方消費税の振替納税日(個人事業主)
		*2月決算法人の確定申告・納付期限
		*8月決算法人の中間申告・納付期限
		*消費税(4期)の納付期限(年税額400万円超の5・11月決算法人)
		*消費税(毎月納付2月分)の納付期限



当社は赤い羽根共同募金
寄付付き地域支援プロジェクトに賛同しています